

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

雄武町立沢木小学校 令和6年（2024年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

雄武町立沢木小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 1 「いじめは決してゆるさない」「見過ごさない」という雰囲気づくりに努めます。
- 2 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 3 児童、職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と職員をはじめとする校内における信頼関係を築きます。
- 4 いじめの早期発見のために、教育相談・アンケート等あらゆる手段を組織的に講じます。
- 5 いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各関係機関・専門家等と協力して解決に当たります。

雄武町立沢木小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ防止等に組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行います。また、必要に応じて、委員会を開催します。その際、必要に応じて校外構成員を入れます。

〈校内構成員〉 校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、その他関係職員
〈校外構成員〉 教育委員会、学校評議員、民生児童委員、関係機関

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 定期的に全教職員で子どもたちの様子を交流し、教職員全員で子どもたちを見守る体制づくりに努めます。
- 小規模学校の特性を生かし、日常的な異学年での遊びや児童会主催の三役集会、たてわり班活動などで、子どもたちの「きずなづくり」や「居場所づくり」に努めます。
- 自治会との合同運動会、PTA主催のもちつき集会、子ども会主催の夏祭りなど、学校だけでなく地域と共に子どもたち見守り、育てる体制づくりを大切にします。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 0158-85-2222 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
オホーツク教育局教育相談電話 (電話)	0152-44-7672	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター